

# 役員等報酬規程

社会福祉法人和合福祉会

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人和合福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員等とは、役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額については、法人の役員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は無報酬とする。

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事 別表1に定める額
- (2) 監事 別表2に定める額
- (3) 評議員 別表3に定める額

## (報酬等の支給方法及び支給形態)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

## (費用弁償)

第6条 役員等の職務の遂行にあたって、交通費及び旅費を要する場合は、出張旅費規程に基づいて支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって、その他の費用を要する場合は、当該費用の実費を支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し、必要な事項がある場合は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程の施行日をもって従前の規程は廃止する。

別表1 理事の報酬等の額

理事会等会議への出席	5, 000円／1回
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5, 000円／1回

別表2 監事の報酬等の額

監事監査への出席	8, 000円／1回
理事会・評議員会等会議への出席	5, 000円／1回
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5, 000円／1回

別表3 評議員の報酬等の額

評議員会等会議への出席	5, 000円／1回
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5, 000円／1回

同日に複数の会議、業務があった場合等については、上記報酬を重複して支給せず、1回分のみの支給とする。